

教育委員会会議提出議案

第31号

社会教育主事資格認定規則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和元年6月6日
教 育 長

(理由)

- 1 工業標準化法の一部改正（平成30年法律第33号）に伴い、所要の規定の改正を行うもの。
- 2 社会教育主事資格の認定申請手続きに必要となる書類及び認定基準の見直し、その他規定の整備を図るもの。

社会教育主事資格認定規則の一部を改正する規則（案）

1 概要

- (1) 工業標準化法の一部改正（平成30年法律第33号）に伴い、所要の規定の改正を行う。
- (2) 社会教育主事資格の認定申請手続きに必要な書類及び認定基準の見直し、その他規定の整備を図るため、現行の規則を整備する。

2 改正規則名

社会教育主事資格認定規則（昭和35年福岡県教育委員会規則第5号）

3 施行年月日

令和元年7月1日

※ただし、経過措置として旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

令で定める社会教育に関する科目の単位の単位を修得した者についてはいは
 学して六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省
 等専門学校を卒業した者については三年以上、大学に二年以上在
 上)大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者又は高
 当する職及び社会教育に関する係のある業務に相当する業務を四年以
 三)法第九条の四第一号に規定する社会教育に関する係のある職に相
 験している者

二)法第九条の四第二号に規定する教育に関する職を四年以上在
 社会教育に関する係のある職及び業務を四年以上在職している者

一)法第九条の四第一号に規定する社会教育主事補の職並びに社
 第三号各号及び第五号に規定する者。

、第五号を第四号とす。
 第二号中第二号を別号、第三号を第二号とす、第四号を第三号と
 第五号(第一号及び第二号)の第一号を第五号とす。

社会教育主事資格認定規則(昭和三十三年五月十五日福岡県教育委員会規則)

社会教育主事資格認定規則の第一号を改正す。
 規則

福岡県教育委員会規則 第 号

福岡県教育委員会

昭和五年 月 日

公 布

社会教育主事資格認定規則の第一号を改正す。
 規則(昭和五年五月十五日福岡県教育委員会規則)

1 申込上) 送附する事

紙回紙に「住居」を「住居」に改定する。

送附紙に印を「本籍地」を記し、「用紙日本標準規格」を「日本産業規格」に改定する。

送附紙に印を「職氏名」を記し、「用紙日本標準規格」を「日本産業規格」に改定する。

送附紙に印を「本籍」を記し、「用紙日本標準規格」を「日本産業規格」に改定する。

送 函

(封入封口)

1 ハの送函は、今年12月まで、口を心摺に作る。

(送附封筒)

2 ハの送函の封口の綴りには、必ず「用紙日本標準規格」を記し、送附紙の裏面に「住居」を記す。

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(認定申請手続)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 社会教育主事講習修了証書の写</p> <p>三 職歴証明書(様式第二号)</p> <p>四 その他福岡県教育委員会が必要と認める書類</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 法第九条の四第一号に規定する社会教育主事補の職並びに社会教育に関係のある職及び業務を四年以上経験している者</p> <p>二 法第九条の四第二号に規定する教育に関する職を四年以上経験している者</p> <p>三 法第九条の四第一号に規定する社会教育に関係のある職に相当する職及び社会教育に関係のある業務に相当する業務を四年以上(大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者については三年以上、大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者については一年以上)経験している者</p> <p>(認定証書の交付)</p> <p>第四条 社会教育主事の資格認定を行ったときは、社会教育主事資格認定証書(様式第三号)を交付する。</p> | <p>(目的)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(認定申請手続)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 履歴書</p> <p>三 社会教育主事講習修了証書の写</p> <p>四 職歴証明書(様式第二号)</p> <p>五 その他福岡県教育委員会が必要と認める書類</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 法第九条の四第一号又は第二号に規定する職に四年以上あつた者</p> <p>二 前号に相当する者として文部科学大臣の認めるもの</p> <p>(認定証書の交付)</p> <p>第四条 社会教育主事の資格認定を行ったときは、社会教育主事資格認定証書(様式第三号)を交付する。</p> |

(様式第 1 号)

社会教育主事資格認定願

年 月 日

福岡県教育委員会殿

ふりがな
氏 名



年 月 日生

現住所

社会教育主事となる資格があることを認定して下さるよう、別紙関係書類を添えてお
願いします。

(日本産業規格 A4)

改正案

(様式第 1 号)

社会教育主事資格認定願

年 月 日

福岡県教育委員会殿

ふりがな
氏 名



年 月 日生

本籍地
現住所

社会教育主事となる資格があることを認定して下さるよう、別紙関係書類を添えてお
願いします。

(用紙日本標準規格 A4)

現行

(様式第2号)

職 歴 証 明 書

氏 名
生年月日

上記の者は本

に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

| 期 | 間 | 職 名 | 勤 務 内 容 |
|-----------|---------|-----|---------|
| 自 年 月 年 月 | (年 ヶ月) | | |
| 自 年 月 年 月 | (年 ヶ月) | | |
| 自 年 月 年 月 | (年 ヶ月) | | |

年 月 日
所属長 印

改正案

注意

- 1 勤務内容の欄には従事した職務の内容を具体的に記入すること。
- 2 所属が異なる場合には、所属毎に作成すること。

(日本産業規格 A4)

(様式第2号)

職 歴 証 明 書

氏 名
生年月日

上記の者は本

に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

| 期 | 間 | 職 名 | 勤 務 内 容 |
|-----------|---------|-----|---------|
| 自 年 月 年 月 | (年 ヶ月) | | |
| 自 年 月 年 月 | (年 ヶ月) | | |
| 自 年 月 年 月 | (年 ヶ月) | | |

年 月 日
所属長職氏名 印

現行

注意

- 1 勤務内容の欄には従事した職務の内容を具体的に記入すること。
- 2 所属が異なる場合には、所属毎に作成すること。

(用紙日本標準規格 A4)

(様式第 8 号)

社会教育主事資格認定証書

写真添付

現住所氏名
生年月日

上記の者は、社会教育法第9条の4第4号に規定する教養と経験を有し、社会教育主事となる資格があることを認定する。

年 月 日

福岡県教育委員会 印

改正案

(日本産業規格_A4)

(様式第 3 号)

社会教育主事資格認定証書

写真添付

本籍
現住所氏名
生年月日

上記の者は、社会教育法第9条の4第4号に規定する教養と経験を有し、社会教育主事となる資格があることを認定する。

年 月 日

福岡県教育委員会 印

現行

(用紙日本標準規格_A4)

社会教育法 (抜粋)

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- イ 社会教育主事補の職にあった期間
- ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものがあった期間
- ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位を習得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したものと

社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱い
について (文部科学省通知 抜粋) ※社会教育主事講習対象

(13) 都道府県教育委員会が行う社会教育主事の資格の認定は、おおむね次の基準によるものとすること。なお、認定に当たっては、別記様式による認定証書を交付すること。

- ① 法第9条の4第1号に規定する社会教育主事補の職並びに社会教育に関する職のある職及び業務を4年以上経験している者
- ② 法第9条の4第2号に規定する教育に関する職を4年以上経験している者
- ③ 法第9条の4第1号に規定する社会教育に関する職のある職に相当する職及び社会教育に関する業務に相当する業務を4年以上（大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者については3年以上、大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者については1年以上）経験している者

社会教育主事資格認定規則 第3条 (認定の基準) 改正